

運 営 規 程

医療法人社団 昌擁会
グループホーム蒼生

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 昌擁会が開設するグループホーム蒼生（以下 「事業所」と言う）において実施する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師・介護福祉士または介護員研修の修了者等が認知症であり日常生活を営むことに支障のある65歳以上の者に対して共同で生活を営むべき住居にて、食事の提供その他日常生活上の援助を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1・この事業所が実施する事業は入居者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事等その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保護、医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3・人々はどのような状況の時でも、快適な暮らしを望んで良いはずで有る事を踏まえ施設利用者の声を十分に反映し、ノーマライゼーションの理念に基づき、普通の生活を保護し、人権尊重を踏まえた施設ケアを実施し、地域密着型を基盤とした運営とする。
- 4・前3項の他、老人福祉法・介護保険法・事業の人員及び運営に関する基準及び松戸市条例・その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 グループホーム蒼生
- (2) 所在地 千葉県松戸市松戸新田265番地2

(職員の職種・人員及び職務内容)

第4条

この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1・管理者 2名

管理者は、事業所における介護福祉士・その他の従業者の管理グループホームへの入所・退所の申し込みに関わる、調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、法令において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2・計画作成担当者 2名

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に連携する介護老人
保健施設・病院との連絡調整を行う

3・介護福祉士（基準上満たす人数）

入浴・排泄・食事・その他の生活全般にわたる援助を行う

4・介護職員初任者研修及び認知症介護基礎研修（基準上満たす人数）

入浴・排泄・食事・その他生活全般にわたる援助を行う

（利用定員）

第5条

利用定員は次の通りとする

1ユニット 定員9名 （2ユニット 総員 18名）

（事業の内容）

第6条

この事業所で行う事業の内容は、次の通りとする

- 1・入居者の自立支援
- 2・入浴・排泄・食事の援助
- 3・個々の能力に応じ、自立した日常生活の援助

（利用料）

第7条

利用料については、下記の通りとする

- 1・介護費 介護保険の1割 または
平成27年8月1日より一定以上所得者は2割
平成30年8月1日より一定以上所得者は3割
- 2・居室利用料 85,000円（1ヶ月）
- 3・水道光熱費 24,000円（1ヶ月）
- 4・食材費 48,000円（1日 1,600円）
- 5・紙オムツ代 自己負担
- 6・理美容代 自己負担
- 7・上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して
当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。
- 8・支払いの方法については、「預金口座振替」にての引き落としとする。
- 9・月の途中入退居の場合は、居室利用料、食材費は日割り計算とする。
水道光熱費は1～15日退居 又は16～30日ご入居の場合は 12,000円
〃 16～30日退居 又は1～15日にご入居の場合は 24,000円
とする。

(入退居にあたっての留意事項)

第8条

- 1・事業所をご利用出来る方は、
要支援2～要介護5と認定され
『認知症』と診断された方で 次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営む事に支障が無い事
 - ② 自傷・他害の恐れが無い事
 - ③ 常時、医療機関において治療をする必要が無い事（透析治療は除く）
- 2・入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、ご退居をお願いする場合がある。（胃瘻及び中心静脈栄養等）
- 3・退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条

1・居室

- ① 定員の厳守
居室の利用定員は1名
- ② 使用方法
居室で使用する家具、電気製品、カーテン、絨毯、仏壇など日常生活に必要な調度品等は、利用者及びその家族に使い慣れた物を中心に持ち込みをしていただくことになります。居室の使い方は、利用者に合った生活空間を創出していただきます。また、個人契約による新聞・雑誌等の購読は可能です。
- ③ 居室への持ち込み品の制限
ピアノ等の重量物や大型の調度品、許容量を超える電化製品などにつきましては、持ち込みを制限させていただくことがあります。又、針や刃物等も制限させていただく事がありますのでご了承下さい。ペット等は原則禁止とする。
- ④ 居室の改造
手すりの取り付け等、居室の改造を伴う事項については協議し決定していく。

(秘密保持)

第10条

- 1・本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2・従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

(苦情処理)

第11条

利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、
受け付け窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査の実施・改善措置
利用者及び家族に対する説明・記録の開示等必要な措置を講じるものとする。

(賠償責任)

第12条

- 1・事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害賠償おこなう。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償金を減額されることがある。
- 2・利用者の故意又は過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修費が必要となった場合には、その費用は利用者又はその家族が負担となる。

(衛生管理)

第13条

- 1・事業所は、介護サービスの提供にあたって必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2・従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第14条

利用者の心身の状態に異常その他 緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じる。また、緊急時には速やかに対応し、同時にご家族への連絡を行う。

(非常災害対策)

第15条

事業所は非常災害に備える為、防火管理者を置き、消火・通報・避難訓練計画を策定し所轄消防署長に届け出るものとして、これに基づいて年2回以上訓練を行う。

- 1・防火管理者の他に、各階に防火担当責任者を置き火元責任者には各職員をあてる
- 2・終業時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- 3・消防用設備点検は、契約保守事業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立会う。
- 4・防災設備・防災用品は常に有効保持するよう努める。
- 5・防火責任者は従業員に対し、防火教育・消防訓練を実施する。

総合訓練（消火・通報・避難） 年2回

救命救急訓練

年1回

6・その他の防災対策についても、必要に応じて対処する体制を取る。

(虐待防止に関する事項)

第16条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる

- 1・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2・虐待防止の為の指針の整備
- 3・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4・前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

事業所は、サービス提供時に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報する

(身体拘束等)

第17条

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 1・事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る
- 2・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 1・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、

必要な訓練を定期的に実施する。

- 2・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

(その他 運営に関する留意事項)

第19条

- 1・従業員の質の向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- 2・従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 3・この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 昌擁会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

<付則> この規程は、平成16年12月1日より施行する。

平成18年6月1日より施行する

平成23年11月1日より施行する

平成27年8月1日より施行する。

令和2年12月1日より施行する

令和4年9月1日より施行する

令和6年4月1日より施行する